

「人権相談」を御存じですか？

皆さんの毎日の生活の中で、「これは『人権問題』ではないだろうか？」と悩むことがあるかと思います。

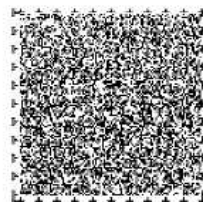
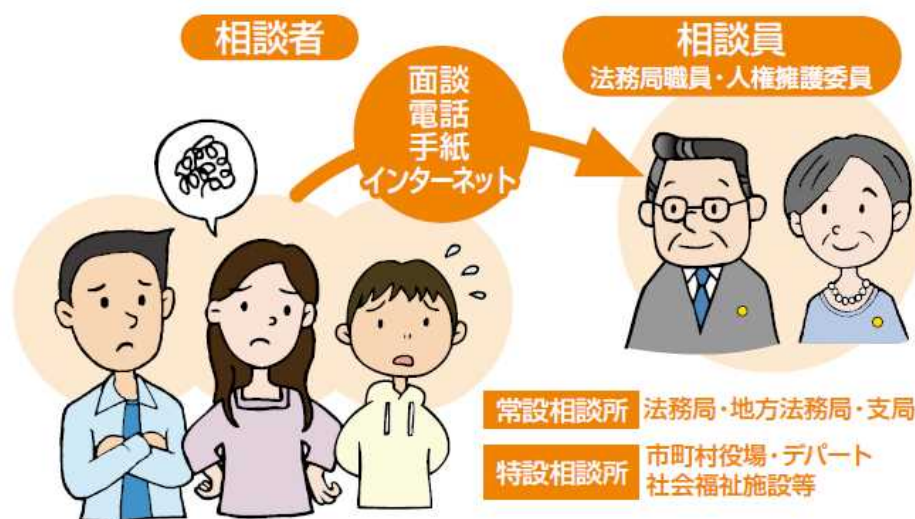
法務省の人権擁護機関では、法務局職員や人権擁護委員が人権に関する御相談（人権相談）をお受けしています。相談は無料で、難しい手続きは何もありません。相談の内容についての秘密は厳守します。

電話による人権相談については、全国共通の電話番号となっています。（下記参照）

加えて、インターネットを利用して人権相談を受け付ける「インターネット人権相談受付窓口」があります。

インターネット人権相談は、下記URLをクリックしてください。

<http://www.jinken.go.jp/>



人権相談の 具体例

- 外国人という理由でアパート等の入居を拒否された。
- 体罰やいじめを受けた。
- インターネット上でプライバシーを侵害された。
- 高齢者、子どもが虐待を受けている。
- セクシュアルハラスメントを受けている。
- 変なうわさをたてられ、名誉や信用を失った。
- 近隣間の騒音等に悩まされている。

みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)

ゼロゼロみんなのひやくとおばん
 0570-003-110

差別や虐待、パワーハラスメント等、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。一人で悩まず、ぜひ私たちに電話してみてください。

子どもの人権110番

ゼロゼロななのひやくとおばん
 0120-007-110

子どもの人権問題は、周囲の目に付きにくいところで多く起こっています。そして、被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力がまだ備わっていなかったり、身近な人に話しにくいといった状況等から、重大な結果に至って初めて気付くという例が少なくありません。そこで、子どもが発する信号をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。

女性の人権ホットライン

ゼロナナゼロのハートライン
 0570-070-810

近時、女性をめぐる人権問題は、ドメスティックバイオレンスを始めとする女性に対する暴力、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等が社会的に大きな問題となっています。

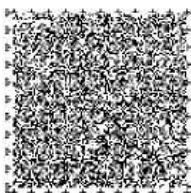
そこで、法務省の人権擁護機関では、女性の人権に関わる問題を専門に扱う「女性の人権ホットライン」を全国の法務局・地方法務局の本局に設置して、女性の人権問題をいち早くつかみ、その解決に導くための電話相談を受け付けています。

インターネット人権相談受付窓口

法務省の人権擁護機関では、インターネットでも人権相談を受け付けています。面接による相談では話しにくいことでも、お手持ちのパソコンや携帯電話からいつでもアクセスでき、大変便利です。

子どもの人権
SOS-メール

相談フォームに必要事項を入力して送信していただくと、あなたの住所を管轄する法務局・地方法務局に相談に関する情報が送信され、後日メール、電話又は面談により回答します。一人で悩まず、ぜひ私たちに相談してみてください。



じんけんそうだん
インターネット人権相談

じんさく
検索

パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<http://www.jinken.go.jp/>

